

政府所有米麦管理業務の業務・システム最適化計画

2005年（平成17年）4月15日
2011年（平成23年）12月27日改定
農林水産省行政情報化推進委員会決定

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定）に基づき、「総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムの最適化計画」（平成17年4月15日農林水産省行政情報化推進委員会決定。以下「旧最適化計画」という。）を改め、「政府所有米麦管理業務の業務・システム最適化計画」（以下「本最適化計画」という。）を下記のとおり定める。

なお、旧最適化計画の改定経緯等は以下のとおりである。

- 1 総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムとは、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）に基づき政府が所有する米麦（以下「政府所有米麦」という。）の買入れ、保管、運送及び販売等に関する情報を農林水産省の地方組織等（地方農政局、北海道農政事務所、地方農政事務所及びこれらの下部機関である地域課並びに内閣府沖縄総合事務局農林水産部食糧課）でそれぞれ管理していたが、旧最適化計画に基づき、これら地方組織等で分散管理されていた情報を農林水産省総合食料局において一元的に管理するために新たに構築したシステム（以下「現行システム」という。）をいい、平成20年4月から運用している。
- 2 その後、農林水産省は、平成23年9月1日に、農林水産施策を的確に遂行できる体制を整備するため、農林水産省本省、地方農政局等の組織再編を行い、米麦政策を含めた農畜産物に係る政策は農林水産省生産局（以下「本省」という。）に一元化し、地方農政局等は農業経営の安定や食品安全に関する業務等を国が的確に実施する体制を整備するため、地方農政事務所等を廃止し地域センターを設置した。
- 3 これに伴い、現行システムの管理運営は農林水産省生産局が担うこととなり、地方農政事務所等では政府所有米麦に関する業務を行わないこととなり、旧最適化計画期間中に現行システムの管理運用体制が変更されたことから、本最適化計画に改定することとした。
- 4 なお、下記において、特に断りがない限り旧最適化計画とは、現行システム構築のために策定した最適化計画をいい、本最適化計画とは、現行システムを見直すために行う最適化計画をいう。

第1 業務・システムの概要と最適化の基本理念

1 業務・システムの概要

食糧法は、国民の主食であり、我が国にとって重要な農産物である米穀及び麦（以下「主要食糧」という。）の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的としている。

この目的を実現するため、政府は、米穀の需給の的確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しを行うという基本方針の下、以下の業務を行っている。

- (1) 食糧業務・・・主要食糧の買入れ、保管（在庫管理）（倉庫数約6,300）、輸送、販売及び輸出入（年間の米麦買入量約730万トン、買入額約3,000億円、販売量約730万トン、販売額約3,900億円（平成21年度決算））に伴う業務
- (2) 出納業務・・・政府所有米麦の物品管理に関する業務
- (3) 経理業務・・・食糧業務に係る歳入及び歳出事務

また、これらの業務を効率的かつ効果的に遂行するため、旧総合食料局と農林水産省の地方組織（地方農政局及び北海道農政事務所（8拠点）、地方農政事務所（38拠点）及びこれらの下部組織である地域課（132拠点））及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部食糧課（1拠点）（以下「地方組織等」という。）に設置したコンピューター間を専用の通信回線で結ぶシステム（以下「レガシーシステム」という。）により全国規模での電算処理を行ってきたが、現行システムでは、インターネット技術を利用し、民間事業者からの政府所有米麦の購入申込み手続の電子化など申請・届出のペーパーレス化や地方組織等における食糧業務等に係る事務作業の省力化を図るとともに、各種業務データを本省で分析・集計し食糧法における米麦の需給見通しの策定に必要な基礎資料として活用している。

本最適化計画が対象とする業務・システムは、政府所有米麦の買入れ、保管、運送、販売等に係る一連の業務及びこれらの業務において発生する情報の蓄積、利用者ニーズに応じた情報提供等を処理するシステムとする。

2 業務・システムの現状と課題

- (1) 米を取りまく環境の変化に対応し、平成22年度までに消費者ニーズを起点として効率的かつ安定的な農家経営が市場を通して需要を鋭敏に感じ取り、様々な需要に即応した生産を行う消費者重視・市場重視の「米作りの本来あるべき姿」の実現を目指すため、平成16年4月より、改正食糧法の施行を含む「米政策改革」がスタートし、関係者が一体となってその推進を行ってきたところである。

これに伴い、食糧業務については、全国にネットワークを有しているという組織特性を最大限に活かし、主要食糧の生産から消費にわたる情報の収集・分析を行うことにより、政策判断や意思決定の迅速化を図り、現業部門に係る内部手続等の業務を効率的に遂行していく体制を整備し業務の統廃合等を行ってきた。

なお、調査業務については、平成21年度末に旧総合食料局から農林水産省大臣官房統計部に移管された。

- (2) 農林水産省では、平成22年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、戸別所得補償制度をはじめとした新たな政策を推進しているところであり、地方組織等における戸別所得補償制度関連業務、食品安全管理業務（「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号）関係）に的確に対応する観点から組織再編を実施し、旧地方農政事務所及び旧地域課（以下「旧地方農政事務所等」という。）を廃止し全国65箇所の地域センターを設置するとともに、政府所有米麦の売買及び物品管理に関する業務（以下「売買・管理業務」という。）については地方組織等での業務を中心に大幅にスリム化^{*1}することとされた。

これを受けて、平成22年10月以降、旧地方農政事務所においては政府所有米麦の売買・管理業務を実施しないこととし、政府所有米穀については、これまで個別に委託を実施してきた販売、保管及び運送等の一連の業務（以下「販売等業務」という。）を民間の事業体に包括的に委託することとされた。

なお、販売等業務を受託した民間事業体（以下「受託事業体」という。）の選定は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、平成23年度入札分から民間競争入札により実施されている。

*1 農林水産省は、平成23年9月1日、地方農政事務所等を廃止し地域センターを設置した。

また、輸入麦の売渡しについては、これまでの国が一定期間備蓄した後販売する方式から、輸入した小麦を直ちに販売し製粉企業等が一定期間備蓄する方式（即時販売方式）が導入された。

このような政府所有米麦の売買・管理業務の実施体制の変更に伴い、政府所有米麦の購入者等の民間事業者に対する行政サービスを低下させないための正確かつ迅速な事務の遂行と、本省職員の事務負担軽減が課題となっている。

(3) レガシーシステムについては、

① 食糧業務及び経理業務を構成する各業務単位でシステムが独立し、各業務システムごとにデータ入力を行っていたため、データの重複入力の非効率面があることに加え、各業務間のデータ連携ができていなかった。

このため、旧最適化計画により旧総合食料局に設置した現行システムのサーバー群（以下「サーバー群」という。）において業務データの蓄積最小単位を物品管理単位に統一し、一元管理することにより、各業務間で関連するデータ入力の効率化、迅速化及び高度化を実現した。

② 各業務システムのデータについては、地方組織等のミニコンピュータで管理し、そこで集計されたデータのみを旧総合食料局へ報告するシステムであるため、旧総合食料局では報告された集計データしか利用できず、別の観点で集計しようとしても二次加工ができないこと等、業務効率が劣っていた。

このため、サーバー群によるデータベース化を実現したことにより、（ア）任意の条件で必要なデータの抽出が可能となったこと、（イ）抽出したデータを汎用表計算ソフトウェアで加工可能になったこと等から、業務遂行に必要となる資料作成が容易となった。

③ 全国ネットワークの組織であるにもかかわらず、地方組織等間での情報の相互利用ができておらず、また、地方農政局においても管内旧地方農政事務所のデータが把握できていなかった。

このため、サーバー群において各業務データを一元的に管理し情報の共有化を図ったことにより、情報の相互利用が可能となり、地方農政局においても管内旧地方農政事務所のデータ把握が可能となった。

④ なお、レガシーシステムの刷新可能性調査を行い、刷新による経費削減については、サーバー群を集約したこと等により、刷新可能性調査当時（平成16年度）の年間運営経費に対して約5億円／年の削減を実現した。

(4) 現行システムは、旧最適化計画に基づき旧地方農政事務所による政府所有米麦の売買・管理業務を支援するために開発し運用を行ってきたもので

あるが、上記（２）の政府所有米麦の売買・管理業務実施体制の変更（以下「制度変更」という。）等により旧最適化計画における業務・システム範囲に変更が生じたことから、政府所有米麦の売買・管理業務及び現行システムの運用において、以下に掲げる新たな課題が発生してきており、これらへの対応を本最適化計画において実施する。

① 政府所有米穀の販売等業務に係る情報管理を、旧地方農政事務所（都道府県）から受託事業者による管理に変更したことにより、旧地方農政事務所でも運用していた物品管理換等の不要な処理機能の削除等が必要であること。

また、受託事業者間で管理する情報の閲覧ができないよう情報セキュリティ対策を講じる必要があること。

② 制度変更により旧地方農政事務所にて分散して実施していた販売事務が本省に集中され、民間事業者に対する行政サービスを低下させないよう事務の合理化、省力化が必要なこと。

③ 政府所有米麦の購入代金及び輸入納付金の納付手続が旧地方農政事務所から本省（一部地方農政局を含む。）に変わったことから、民間事業者及び本省のそれぞれに負担が生じていること。

④ 現行システムを利用する受託事業者（受託事業者の再委託先民間事業者を含む。以下「受託事業者等」という。）の利便性を考慮した適切な機能設計となっていないこと。

また、現行システムによる販売手続は、関係法令及び各種行政事務手続に沿って設計構築されているため、受託事業者の販売手続において創意工夫が生かされにくいこと。

⑤ 制度改正等に対応するためのプログラム改修がその都度必要となり、それに掛るリソース（金、時間、人）が大きくなっていること。

3 最適化の基本理念

旧最適化計画の実施に当たっては、予算効率の高い業務運営を実施するとともに、時代のニーズの変化に的確に対応しつつ、国民への主要食糧を安定的に供給するための各種食糧業務を支援する情報提供機能としての的確に稼働するよう次の①～④を基本理念とした。

更に、旧最適化計画策定後の業務・システム環境の変化等を踏まえて、⑤～⑨を基本理念に加えることとする。

① 主要食糧の需給及び価格の安定確保に向けた情報の集積及び機動的な提供並びに効率的な業務の推進

② 政府所有米麦の管理情報の充実による食の安全・安心への対応

- ③ 民間事業者との連携強化による民間事業者の利便性の向上及び不測の事態が生じた際の政府所有米麦の安定供給確保
- ④ 府省共通システムの利用及び連携による業務の効率化・簡素化と経費削減
- ⑤ 無駄のない一貫した情報管理の実現と品質管理機能の充実による食の安全・安心のための環境整備への貢献
- ⑥ システム利用者のニーズに応じた機能設計による利用者の負担軽減
- ⑦ 制度改正に迅速かつ低コストで対応可能なシステムの実現
- ⑧ 民間データセンター移設等の検討によるより信頼性の高いシステム運営の実現
- ⑨ 歳入金納付の電子化による民間事業者等の負担軽減

第2 最適化の実施内容

旧最適化計画の実施により、年間約5.3億円（試算値）のシステム運用経費の削減が、また、年間延べ約5.3万時間（平成20年～23年度（試算値））の業務処理時間の短縮が図られたものと考えられる。

今後、本最適化計画については、旧最適化計画で実現した取組結果を維持しつつ実施する。これにより、現行システムと比較し更に年間約7.1億円、現行最適化計画の削減経費約5.3億円と合わせて年間約12億円（平成26年～30年度（試算値））のシステム運用経費の削減が見込まれる。

1 主要食糧の需給及び価格の安定確保に向けた情報の集積及び機動的な提供並びに効率的な業務の推進

(1) 旧最適化計画によりレガシーシステム当時の地方分散型のデータをサーバー群で一元管理し、旧総合食料局と地方組織等においてリアルタイムな情報の共有化を図ったことにより、食糧政策の企画・立案を始めとした日常業務に係る意思決定の迅速化・効率化が図られるようになった。

具体的には、各業務において、以下の見直しを実施し、②から⑤までの在庫管理関係については、平成20年4月から本格運用を開始した。

① 米の需給調整業務のより一層の高度化

農業者、農業者団体が主役となって米の需給調整を行っていく体制に円滑に移行し、米づくりの本来あるべき姿が実現されるよう、食糧の在庫情報、販売実績情報、消費動向情報、地域別作付・生産状況を一元的に管理・収集・分析する機能を構築し、これらの結果についてホームページや広報誌を利用し、農業者、農業者団体に提供することにより、自

らの判断により需要に応じた米生産が行われるよう支援することについては、高度情報化社会となり国民一般にインターネットの利用が広く促進され、地域別作付・生産情報は農林水産省ホームページ、消費動向情報は総務省ホームページなどから提供されている。

② 政府所有米麦の在庫及び運送業務に係わるデータ連携の推進

保管及び運送事業者等の理解と協力を得て、保管・物流状況等のデータについては、データの発生場所・発生時点においてインターネット経由で現行システムに登録することとしたことにより、地方組織等からの各種報告業務及び販売対象米穀を特定するための在庫確認業務を廃止するとともに、米穀の販売一覧表作成に係る地方組織等への問合せ業務の軽減を図った。

また、食糧業務の効率化・合理化を図るため、政府所有米麦に係る産地品種銘柄別の在庫数量及び品質状況等の情報を地方組織等と旧総合食料局との間で共有化を行った。(平成20年度実施済み)

なお、平成22年10月以降、地方組織等における在庫管理業務は廃止されたことから、本最適化計画では当該機能の見直しを行うこととする。

③ 保管料請求業務における事務の削減と迅速化

政府寄託倉庫別の在庫情報の随時把握と保管料計算法機能により、地方組織等が行っている保管料請求事務における入出庫報告書との在庫照合に係る事務作業の軽減及び保管業者からの保管料請求額積算数量と在庫数量との突合事務の迅速化を図った。これにより、全国又は都道府県団体を通じた保管業者への保管料の支払いを、直接、保管業者に支払うことになった。(平成20年度実施済み)

なお、平成22年10月以降、地方組織等における保管料請求事務は廃止されたことから、本最適化計画では当該機能の見直しを行うこととする。

④ 政府運送業務における事務の削減とペーパーレス推進

政府所有米穀の運送状況を随時把握することにより、運送計画に即した運送実施が確保され、万が一、事故品が発生した場合は、運送の中止及び最寄りの倉庫への搬入指示が迅速かつ的確に行われるようになった。

また、紙媒体で実施している運送業務に係る手続を電算処理化することにより、地方組織等間で発送計画と受入計画のデータ連携が可能となったことから、政府運送に関する運送指令作成業務や受入・発送計画書作成業務のペーパーレス化による手続の軽減を図り、これに関連する報告業務を廃止した。(平成20年度実施済み)

なお、平成22年10月以降、地方組織等における政府運送業務は廃止さ

れたことから、本最適化計画では当該機能の見直しを行うこととする。

⑤ 政府所有米麦の販売業務の効率化（平成20年度実施済み）

民間事業者の理解と協力を得て、紙入札や紙媒体で実施している買受申込に係る手続をインターネットを利用することで、民間事業者は自社のパソコンから申込みを行い入札結果をパソコンで確認できることとなったことから、入札申込書の持参や郵送事務に係る負担軽減が図られるとともに、職員の販売データ入力事務の簡素化が図られ、政府所有米麦の販売動向及び在庫情報等を迅速に把握可能となった。

なお、平成22年10月以降、受託事業者が政府所有米穀の販売データを本省に報告することにより、政府所有米穀の販売動向を把握している。

⑥ 食糧貿易業務に係る事務処理の見直し

食糧の輸出入に係る業務について、従来、港における経費の積算作業は手作業により現品領収書及び支払決議書などの書類作成業務を行っていたが、地方組織等が支払決議書のデータを現行システムに登録することにより、旧総合食料局での経費支払事務の一部が省力化された。（平成20年度実施済み）

さらに、現行システムにおいて港頭倉庫における保管状況や収容余力及び需給状況等の情報を随時検索することにより、輸入米麦を輸送する船の本邦輸入港への配船計画の策定が効率的に行われるようになった。

なお、平成22年10月以降、輸入米麦の配船計画の策定及び港頭倉庫の保管状況等の把握業務は廃止されたことから、本最適化計画では当該機能の見直しを行うこととする。

⑦ 経理業務の効率化

食料安定供給特別会計に係る政府所有米麦の買入れ、保管、運送、販売、輸出入の業務等で発生する債権、債務情報及び現金との収支並びに予算から決算に至る情報について、食糧業務、出納業務及び経理業務でのデータ連携を行い、フロッピーディスクによるデータ受渡しの非効率的な運用の排除を図った。（平成20年度実施済み）

なお、平成22年10月の制度変更に伴い輸入米麦の販売に係る債権情報については暫定的に汎用表計算ソフトウェアで管理しているため、次期システム（本最適化計画に基づき見直しを行った現行システムをいう。以下同じ。）で管理することによりデータの重複入力の排除を図る。

2 政府所有米麦の管理情報の充実による食の安全・安心への対応（平成21年度実施済み）

消費者重視の視点に立って、政府所有米麦の安全性を確保するため、平成

21年2月以降、政府が所有する外国産米穀については、当該米穀の販売直前にカビ状異物混入の有無及びカビ毒分析を行い、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「食衛法」という。）等の関係法令に適合したものを販売している。

また、政府所有米麦の摂取を通じて、国民の健康に被害が生じる恐れがある場合に、被害の拡大又は発生を未然に防止するための緊急の対応を迅速かつ適切に行うことができるよう、その基本的な対応指針を定めた（平成21年6月）ところである。

現行システムは、このような緊急時の対応を支援するため、政府所有米麦の在庫情報、販売先情報等を一元的に管理することにより、組織内のどこからでも政府が販売した米麦の販売先（政府所有米麦の売買契約締結者に限る。）、引渡倉庫等の検索を可能とした。

3 民間事業者との連携強化による民間事業者の利便性の向上及び不測の事態が生じた際の政府所有米麦の安定供給確保

1の（1）⑤で記述したように紙媒体の持参や郵送に係る事務負担の軽減のため、政府所有米麦の売買における入札申込み手続を電子化したほか、民間事業者からの保管・運送等に係る紙媒体による業務報告データを電子化し、事務手続の利便性の向上を図った。

その際、不正アクセス及び情報漏洩に対する適切な情報セキュリティの確保のため、現行システム利用者はシステムにログインするときのパスワードを定期的に変更しなければ利用できないようにするとともに、現行システムに登録されているデータの改ざん防止措置として、民間事業者は地方組織等からの入出庫又は運送指示データがなければ在庫情報等を操作できない仕組みになっている。

また、民間事業者とのデータ連携を通じて、平常時から主要食糧に係る流通実態等の把握に努めることにより、不測の事態に対応するための効果的・効率的な政府所有米麦の販売・輸送、安定供給が確保される体制の整備を図った。

（1）入札の電子化（平成20年度実施済み）

政府所有米麦の買入れ又は販売に係る入札は、MA米又はSBS入札等に見られるように、通常の入札とは異なった方式（落札者が複数あり、上

位から予定数量に達するまで落札者が発生する)である*2ことから、一般的な入札制度に対応したJ A C I C ((財)日本建設情報センター)の電子入札システムを利用することはできなかった。

このため、現行システムにおいて政府所有米麦の買入れ(国内産米穀を除く。)及び販売に係る入札事務の電子化を行い、民間事業者はインターネットを利用して数量及び金額を申込みことにより、入札書の持参又は郵送事務の軽減を図った。

(2) 買受申込書の電子化(平成20年度実施済み)

政府所有米麦を買受けるために政府と売買契約を締結した民間事業者が現品を引き取る際に地方組織等に書面で提出していた買受申込書を電子化し、当該民間事業者の事務手続の負担軽減を図った。

(3) 民間事業者との連携強化(平成20年度実施済み)

政府所有米穀の運送及び保管等に係る民間事業者からの業務データの報告については、インターネット経由で現行システムに直接登録する方式に変更したことから、報告書の持参又は郵送に係る事務負担等が軽減された。

また、自社の情報検索及び取出しが可能となったことにより、政府からの情報が迅速に提供され、作業計画の効率的な作成及び業務報告データのより正確な作成が可能となった。

さらに、自社の情報を汎用表計算ソフトウェア等で活用可能になるなど、民間事業者の利便性の向上と事務軽減を図った。

民間事業者との情報連携を強化することにより、作柄状況、需給状況の変化、国際情勢等により供給に支障が生じた際の保管、販売及び流通の各業務における迅速な対応を可能とする体制の整備を図った。

4 府省共通システムの利用及び連携による業務の効率化・簡素化と経費削減

業務・システムの構築に当たっては、府省共通システムの最適化の動向を踏まえつつ、府省共通システムの利用及び連携を適切に行って経費削減を図ることとし、経理業務については、官庁会計事務データ通信システム(ADAMS II)へのデータ連携機能を装備し、府省共通システムの最適化の動向を踏まえつつ、可能な範囲でその利用を進めた。

今後とも、府省共通システムの動向を踏まえ重複入力を排除する等の措置を講じ、業務の簡素化・効率化を図る。

*2特別会計に関する法律施行令(平成19年3月31日政令第124号)第19条～第22条の規定に基づき複数落札制度である。

5 レガシーシステムの刷新による経費削減

(1) 経費の削減（平成20年度実施済み）

レガシーシステムの運用に係るハードウェア及びソフトウェアの調達については、これまでも一般競争入札で実施してきたことから、現行システムの調達においても引き続き本方式を継続したほか、現行システムのオープン化（特定の業者に依存しないシステムに刷新することをいう。）、旧総合食料局における業務データの一元管理、専用端末ではなくLANパソコンによる電算処理及び農林水産省LANの利用等により、運用経費を削減した。

また、現行システムの開発については、国庫債務負担行為を活用し複数年契約で実施した。

(2) ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（平成20年度実施済み）

ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）により、将来的な技術選択や運用選択の幅を広げ、調達経費の削減を図った。

(3) アウトソーシング（平成20年度実施済み）

① 情報管理システムの大規模な開発業務については、専門知識が必要なことから、外部委託により実施した。

② 運用管理業務のうち、運用支援及び運用保守関係については、専門知識が必要なことから、外部委託を継続した。

③ また、職員による判断を必要としないデータのバックアップについては、バックアップ用サーバーで管理するほか、定期的にバックアップされたデータは保管サービス等を利用し、別の場所に保管した。

(4) パッケージソフトの活用

調達時にオープンな仕様でシステム構築することとし、パッケージソフトの使用を検討したが、食糧業務等の各種事務手続に対応した機能を満たすパッケージソフトは存在しなかったことから、パッケージソフトウェアは利用しなかった。

ただし、現行システムの機能の一部を構成する汎用的な情報分析機能については、エンドユーザーが行う情報検索機能について、パッケージソフトの利用が可能であると判断したことから、パッケージソフトを利用した。

（平成20年度実施済み）

6 無駄のない一貫した情報管理の実現と品質管理機能の充実による食の安全・安心のための環境整備への貢献

(1) 一貫した情報管理が可能なシステム設計の実施

政府所有米麦の管理に必要なデータについては、現行システム及び現行システムを補完するために汎用表計算ソフトウェアにより開発されたシステム及び汎用表計算ソフトウェアにより、網羅的に整備されている。一方、情報の登録、管理方法については、現行システムにおいても業務を行う利用担当部署ごとの利便性を考慮した機能構成となっていたり、前述のように現行システムとは別に汎用表計算ソフトウェアを用いて管理されていたりする等、必ずしも業務・システムの全体的な最適化が図られていないことから、本最適化計画において無駄のない一貫した情報管理の実現を図ることとする。

① 現行システムとは別に管理していた情報の次期システムへの集約による確認事務等の軽減

政府が所有することとなる前の輸入米麦を輸送する輸送船（以下「積来船」という。）の本邦輸入港到着情報等については、現行システムとは別システムにおいて管理しているが、次期システムではこれを一元的に管理することで、輸入米麦を買受ける民間事業者、受託事業者等が適宜検索・参照できることとする。あわせて、商社等が作成している積来船の輸入港到着情報及び港湾荷役等の書類の一部をペーパーレス化することで、本省職員の各種報告に対する確認事務の軽減を図る。

また、輸入麦の即時販売方式及びS B S方式により輸入される米麦に係る売買契約事務担当者、販売代金徴収事務担当者及び物品引渡事務担当者間では、輸入米麦の販売に関する情報が共有化されていないため、その都度データ作成が必要となっている。そのため、販売に係る入札から物品引渡しまでの事務を一貫して次期システムで処理可能とし、輸入麦に係る売買業務処理の効率化を図る。これに伴い、輸入麦の販売動向を迅速に把握することが可能となり、計画・資格審査業務における需給見通し作成事務の効率化が期待される。

受託事業者等からの各種報告についても、ペーパーレス化及び確認事務の軽減の観点から、次期システムにおいて報告内容の検討を行う。

② 契約単位での管理への移行による決算事務の効率化

現在、買入れ及び販売に係る契約の数量と金額に関する情報が別々に異なる業務担当部署で管理されており、食料安定供給特別会計の決算事務が煩雑となっていることから、決算事務の効率化のため、次期システムでは契約単位で数量と金額を共に管理できる仕組みとし、また、データを再編集することなく決算事務に係る各種様式に出力する仕組みの構築について検討を行う。

③ 政府所有米穀に関する在庫検索機能の強化による確認事務の軽減

政府が外国に政府所有米穀を援助する場合には、輸出港近隣における政府所有米穀の在庫状況の把握が必要であるが、現行システムでは保管倉庫の所在地を特定した在庫検索機能がないことから、受託事業者への在庫数量の聞き取り確認に人手と時間を要している。このため検索機能を強化し、その負担の軽減を図る。

(2) 政府所有米麦の品質管理機能の充実

政府所有米麦に係る品質管理情報を適時、正確に登録できること及び必要に応じて当該情報を必要とする関係者が速やかに参照把握できる仕組み等を構築することで、品質管理に係る情報登録及び管理機能の拡充を図る。

① 政府所有米穀の品質確認のための各種実績情報の電子化による業務効率化と業務品質向上

政府所有米穀の品質保持に係る作業が適切に実施されていることを確認するため、受託作業実施状況調査を行っているが、本省では調査件数等の集計に作業時間を要していることから、再調査が必要な倉庫等における調査が確実に実施されていることを確認することが難しい状況にある。そのため、調査結果報告事務をシステム化することで、本省における調査結果の把握及び分析が可能とするものの検討を行う。また、受託事業者等毎の課題や再調査が適切に実施されていることを本省において確認するために、必要な情報を一元的に管理できる機能の構築についてもあわせて検討を行う。

さらに、平成20年度から開始したカビ確認及びカビ毒検査の実施状況について、本省及び地方農政局職員の事務処理の効率化及び受託事業者による品質管理機能の強化を図る必要があることから、当該情報の電子化について検討を行う。

② 政府所有米麦におけるトレース実施のための情報管理

政府所有米麦の販売において、流通不適米穀（食衛法又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）の規定により販売等をしてはならない米穀をいう。）の混入が確認された場合、当該米穀に係る速やかな情報提供による被害の拡大及び発生を防止を図る観点から、産地（輸入米麦にあつては積来船を含む。）から政府所有米麦を買受けた民間事業者へ引渡した場所（保管倉庫、運送業者等）までの情報を販売履歴として蓄積し、職員が速やかに情報を確認できるトレース機能の構築について検討を行う。

③ 安全性確認に係る情報の電子化作業の自動化による管理情報の質の向上

輸入米麦の政府買入れ時における安全性の確認については、安全性を

分析する検査機関が作成した分析結果の書類に基づき手作業によりデータの入力を行っている。この手作業によるデータ入力を、光学文字認識装置（OCR）等を用いた方法に変更することにより、本省職員の入力事務の省力化及び誤入力防止を図り、入力データの信頼性を高めるとともに、安全性に関する統計的な分析・集計等を速やかに行えることについて検討を行う。

7 次期システム利用者のニーズに応じた機能設計による利用者の負担軽減

（1）制度変更への対応

制度変更に伴い、政府所有米麦の物品管理に係る事務処理を旧地方農政事務所から本省に移管したことにより、政府所有米麦を管理するための現行システムの根幹的な仕組みや機能の見直しが必要となってきたため、機能の整理、政府所有米穀に係る保管情報の管理項目の見直しを行う。

① 現行システムの機能の整理

制度変更に伴い不要となった物品管理換等の機能の削除及び政府所有米穀の販売方式の廃止により利用されなくなった機能を削除し、次期システム上のリソースの効率化と業務運営に係る人的リソースの有効活用を実現する。

② 政府所有米穀に係る保管情報の管理項目の見直し

従来、旧地方農政事務所による政府所有米麦の保管管理においては、保管倉庫の所在地の都道府県を管轄する旧地方農政事務所が管理する物品のみが保管され、同一倉庫で異なる旧地方農政事務所が管理する物品は存在していなかった。しかし、受託事業者による管理においては、同一倉庫に異なる受託事業者が管理する政府所有米穀が存在する新たな管理形態が発生した。このため、現行システムでは、便宜的に仮倉庫コードを付与して受託事業者が管理する政府所有米穀を区分しているが、仮倉庫コードを付与する事務負担が本省職員に発生するとともに、倉庫事業者は同一倉庫を異なる倉庫コードで管理しなければならないという非効率な情報管理が発生している。そのため、毎年度選定される受託事業者の増加に対応できるよう、政府所有米穀の保管情報を管理するための管理項目を見直し、本省職員及び倉庫事業者等の事務負担の軽減を図る。

（2）民間事業者における情報管理システム利用者の業務手順に応じた適切な機能設計

現行システムは、旧地方農政事務所による政府所有米麦の売買・管理業務を支援するために開発・運用してきたものであることから、作業指示や作業計画等が現行システムに登録されることにより倉庫事業者等は必要な

作業が開始できる仕組みとなっている。このことは、民間の自由な発想に基づく、自発的な業務の実施を阻害している要因と考えられる。そのため、受託事業者等の事務の効率化を図る必要があることから、再委託事業者の作業結果の入力情報を受託事業者が事後的にチェック・承認する仕組みの導入、受託事業者の実績報告に係る事務負担の低減、民間事業者の利便性を考慮した検索機能の拡充等について検討を行う。

8 制度改正に迅速かつ低コストで対応可能なシステムの実現

(1) 今後の制度改正に対応するシステム設計の実施

国民に対して主要食糧を安定的に供給するため、国内で生産される穀物の需給動向や世界における穀物生産とその需給動向、国内の社会情勢等に応じて、食糧業務に係る制度改正等が行われてきた。特に、平成22年10月以降は、官民業務の役割分担を含めた変更がなされるなど、食糧業務の在り方が根底から見直されたところである。このように、現行システムは固定された行政事務を支援するためのシステムではなく、社会情勢等に応じ改修等が必要となる特性を有している。

そのため、一貫したデータの維持管理・保全が必要となる情報を精査し、各種情報に共通する項目に基づく次期システムの設計を行うことで、必要に応じて迅速に低コストで、かつ柔軟にシステム修正が行えることとする。

(2) 汎用表計算ソフトウェア等の有効活用

前述のとおり、食糧業務、出納業務及び経理業務を運営するためのシステムについては、社会情勢等に応じ改修等が必要となる特性を有していることから、汎用表計算ソフトウェア等の活用により、制度改正等により様式等の変更があった場合に、帳票の変更を容易に修正できるようにする必要がある。また、各種情報に共通する項目以外の情報については、次期システムでの管理の他、汎用表計算ソフトウェア等を有効活用することにより、情報管理の簡素化を図る。このことにより、制度改正等が次期システムに与える影響を可能な限り抑制するとともに、低コストで運用可能な次期システムを構築する。

9 民間データセンター移設等の検討によるより信頼性の高いシステム運営の実現

政府所有米麦の売買・管理業務は、我が国の食糧政策の根幹を支える業務であり、食糧備蓄に係る情報を含め市場経済にも影響を与える情報を取扱っている。

また、制度変更に伴い、政府所有米麦の販売等業務を民間委託したことか

ら、現行システムは複数の民間事業者が利用することとなり、より一層の情報セキュリティの強化が求められている。

さらには、今後の受託事業体の増加、あるいは受託事業体が独自に運営するシステムとの連携等の可能性が見込まれることから、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準（2011年4月21日情報セキュリティ政策会議）」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準（2011年4月21日情報セキュリティ政策会議）」並びに「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成15年6月26日農林水産省訓令第11号）」（以下「セキュリティ基準等」という。）を確実に遵守できる運営体制の充実を図る。

一方、政府所有米麦の売買・管理業務では、震災等被災者の救援物資でもある政府所有米穀の情報を管理することから、自然災害に強いシステム運営環境への移行が望ましいと考えられる。そのため次期システムの運用については、民間データセンターへ移設し実施することの検討を行う。

また、現行システムは、インターネットを利用して外部との連携を行っており、次期システムの運用管理を民間データセンターにアウトソーシングする場合、これに対応した新たな情報セキュリティ対策が必要となることから、セキュリティ基準等を踏まえ、現行システムで取扱っている情報資産の重要度に応じてデータの暗号化、組織内部からの情報漏洩やデータ改ざんを防止するためのアクセス制御及び自動証跡機能を装備する等の措置を講ずるとともに、情報セキュリティ監査を実施する。

10 その他

(1) セキュリティの確保

外部との連携についてはインターネットを利用していることから、これに対応したセキュリティ対策として、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」及び現行システムで取り扱っている情報資産の重要度に応じてデータを暗号化し、また、組織内部からの情報漏洩やデータ改ざんを防止するため、必要に応じてデータ検索ができる者の制限を設ける等、適切なセキュリティを確保するための措置を講ずるとともに、セキュリティ監査を実施した。

(2) 歳入金納付の電子化による民間事業者等の負担軽減

政府所有米麦を買受ける民間事業者が納付する購入代金及び米麦等の輸入納付金について、日本銀行代理店等に出向いた納付を不要とすることで、当該民間事業者等における納付負担及び現金等持参のリスクの軽減と利便性の向上が図られることから、歳入金納付の電子化について検討を行う。

これにより、歳入金の納付状況が本省においてリアルタイムに確認できようになることから、収納確認事務の迅速化、資金繰り管理業務の効率化及びペーパーレス化の効果が期待できる。

(3) 国庫債務負担行為及びアウトソーシングの活用

第2の5の(1)「経費の削減」の国庫債務負担行為の活用及び同じく(3)「アウトソーシング」については、本最適化計画においても実施することとする。

(4) ペーパーレスの更なる推進

紙媒体で保存している審査業務の添付書類について、執務エリアのスペース効率化のため、府省共通文書管理システムの利用を含め、ペーパーレス化の検討を行う。

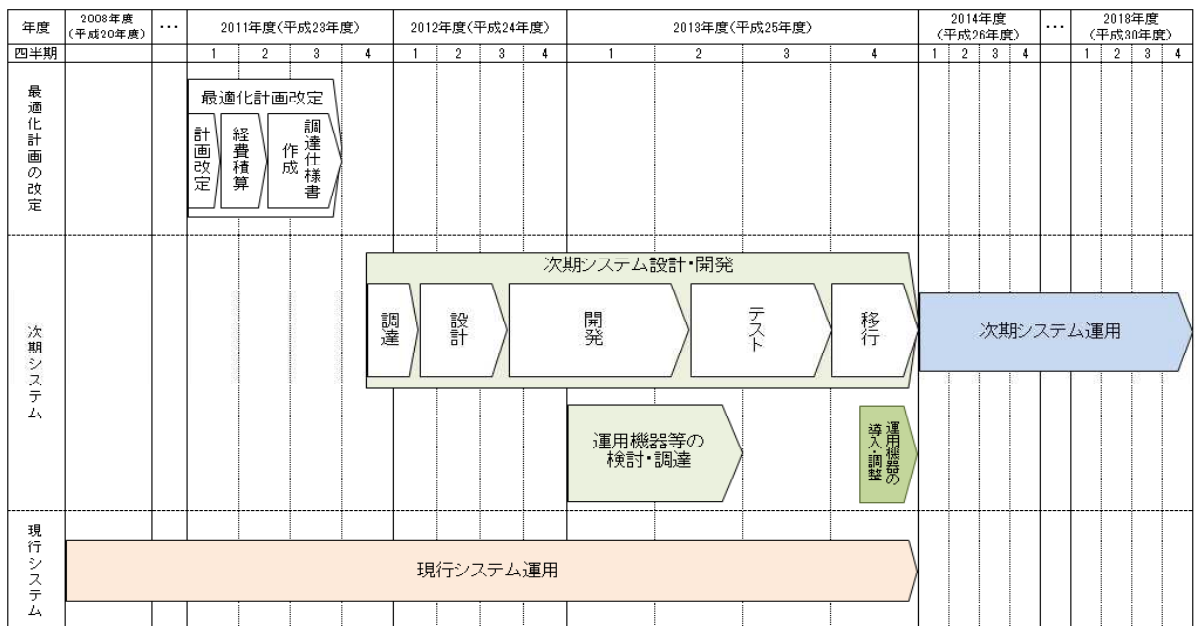
(5) ADAMS II連携システム機能の取り込みの検討

本最適化計画の対象範囲には含まれていない官庁会計システム（ADAMS II）連携システムを含めた全体最適化の検討を行う。

(6) 外字利用の検討

現行システムで管理している外字機能については、今後使用しない方向で事業者との調整を進める。外字機能の継続が必要な場合には、府省共通の外字環境の利用を前提に検討を行う。

第3 最適化工程



第4 現行体系及び将来体系

別添のとおり。